

【表紙】

【提出書類】(2) 変更報告書 No.10

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】(3) UBS証券会社 東京支店  
日本における代表者 サイモン・バンクス

【住所又は本店所在地】(3) 〒100-0004 東京都千代田区 大手町1丁目5番1号 大手町ファーストスクエア

【報告義務発生日】(4) 平成 17年6月3日

【提出日】 平成 17年6月22日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 2名

【提出形態】(5) その他



第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	ブリヴェチュリーッヒ企業再生グループ
会社コード	6720
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所
本店所在地	100-6036 東京都千代田区霞ヶ関3-2-5

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)ノ1】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	ユービーエス・エイ・ジー(銀行)
住所又は本店所在地	〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目5番1号 大手町ファーストスクエア
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和53年2月28日
代表者氏名	枝廣泰俊
代表者役職	日本における代表者、東京支店長
事業内容	銀行業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ユービーエス・エイ・ジー(銀行) コンプライアンス部 仲野竜弥
電話番号	03-5208-7313

(2)【保有目的】(9)

	当行ロンドン支店における中期的なディーリング目的により保有している。
--	------------------------------------

## (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

## ①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	13,168,464		
新株引受権証券(株)	A		-G
新株予約権証券(株)	B		-H
新株予約権付社債券(株)	C(*)	63,032,369	-I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	76,200,833	N
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P		O
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		76,200,833
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		63,032,369

## ②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年6月3日現在)	S	372,884,430
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		17.48%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		15.60%

(\*注:従前の転換社債券)

## (4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
4月6日	普通株式	341,000	処分	
4月7日	普通株式	500,000	処分	
4月8日	普通株式	1,788,000	処分	
4月8日	普通株式	7,000,000	取得	貸借取引
4月11日	普通株式	556,000	処分	
4月12日	普通株式	659,000	処分	
4月13日	普通株式	604,000	処分	
4月14日	普通株式	1,336,000	処分	
4月15日	普通株式	1,722,000	処分	
4月18日	新株予約権付社債	31,580,984	取得	(新株予約権付社債転換価格 修正による増)
4月19日	普通株式	660,000	処分	
4月20日	普通株式	354,000	処分	
4月21日	普通株式	1,097,000	処分	
4月22日	普通株式	1,000,000	処分	
4月27日	普通株式	30,000	処分	
5月6日	普通株式	701,000	処分	
5月9日	普通株式	2,000,000	処分	
5月10日	普通株式	742,000	処分	
5月11日	普通株式	510,000	処分	
5月12日	普通株式	399,000	処分	
5月13日	普通株式	240,000	処分	
5月16日	普通株式	174,000	処分	
5月17日	普通株式	362,000	処分	
5月18日	普通株式	350,000	処分	
5月18日	普通株式	150,000	処分	
5月18日	普通株式	225,000	取得	貸借取引
5月18日	普通株式	1,000,000	取得	貸借取引
5月19日	普通株式	492,000	処分	
5月19日	普通株式	3,000,000	処分	
5月19日	普通株式	100,000	取得	貸借取引
5月19日	普通株式	500,000	取得	貸借取引
5月20日	普通株式	1,330,000	処分	
5月20日	普通株式	50,000	取得	貸借取引
5月23日	普通株式	2,291,000	処分	
5月23日	普通株式	21,124,361	取得	(新株予約権付社債の転換による増)
5月23日	普通株式	600,000	取得	貸借取引
5月23日	新株予約権付社債	17,252,884	取得	(新株予約権付社債転換価格 修正による増)
5月23日	新株予約権付社債	21,124,361	処分	(普通株式への転換による減)
5月24日	普通株式	5,650,000	処分	
5月24日	普通株式	2,044,293	取得	(新株予約権付社債の転換による増)
5月24日	新株予約権付社債	2,044,293	処分	(普通株式への転換による減)
5月24日	普通株式	2,300,000	取得	貸借取引
5月25日	普通株式	5,792,163	取得	(新株予約権付社債の転換による増)

5月25日	新株予約権付社債	5,792,163	処分	(普通株式への転換による減)
5月25日	普通株式	5,700,000	取得	貸借取引
5月27日	普通株式	1,538,000	処分	
5月27日	普通株式	30,000	取得	貸借取引
5月30日	普通株式	1,839,000	処分	貸借取引
5月31日	普通株式	3,000,000	処分	
5月31日	普通株式	293	処分	
5月31日	普通株式	361	処分	貸借取引
5月31日	普通株式	1,703,577	取得	(新株予約権付社債の転換による増)
5月31日	新株予約権付社債	1,703,577	処分	(普通株式への転換による減)
6月1日	普通株式	1,000,000	処分	
6月1日	普通株式	163	処分	
6月1日	普通株式	10,500,000	処分	貸借取引
6月1日	普通株式	7,000,000	処分	貸借取引
6月1日	普通株式	600,000	処分	貸借取引
6月1日	普通株式	2,300,000	処分	貸借取引
6月1日	普通株式	1,200,000	処分	貸借取引
6月2日	新株予約権付社債	6,814,310	処分	(普通株式への転換による減)
6月2日	普通株式	6,814,310	取得	(新株予約権付社債の転換による増)
6月2日	普通株式	5,300,000	処分	315
6月2日	普通株式	100,000	取得	貸借取引
6月3日	普通株式	2,080,000	処分	321
6月3日	普通株式	1,703,577	取得	(新株予約権付社債の転換による増)
6月3日	新株予約権付社債	1,703,577	処分	(普通株式への転換による減)
6月3日	普通株式	10,000,000	取得	貸借取引

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

なし

(6)【保有株券等の取得資金】(13)

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	18,500,000
借入金額計(U)(千円)	0
その他金額計(V)(千円)	0
上記(V)の内訳	
取得資金合計(千円)(T+U+V)	18,500,000

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
無し						

③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

2【提出者(大量保有者)】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	UBS証券会社 東京支店
住所又は本店所在地	〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目5番1号 大手町ファーストスクエア
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成9年11月11日
代表者氏名	サイモン・バンス
代表者役職	日本における代表者
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	UBS証券会社東京支店 コンプライアンス部 久山美香
電話番号	03-5208-6041

(2)【保有目的】(9)

国内の株式を自己勘定で保有している。

## (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

## ①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	30,000		
新株引受権証書(株)	A		G
新株予約権証券(株)	B		H
新株予約権付社債券(株)	C(*)		I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	30,000	N	O
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		30,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		0

## ②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年6月3日現在)	S	372,884,430
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		0.01%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.01%

(\*注:従前の転換社債券)

## (4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
5月27日	普通株式	30000		貸借取引

## (5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

ユービーエス エージ(銀行)へ30,000株貸し
--------------------------

## (6)【保有株券等の取得資金】(13)

## ①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	0
借入金額計(U)(千円)	0
その他金額計(V)(千円)	0
上記(V)の内訳	
取得資金合計(千円)(T+U+V)	0

## ②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
無し						

## ③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】

該当無し

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】(18)

1. ユービーエス・エイ・ジー(銀行)

2. UBS証券株式会社

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】(19)

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	13,198,464		
新株引受権証書(株)	A	-	G
新株予約権証券(株)	B	-	H
新株予約権付社債券(株)	C(*注)	-	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	76,230,833	N
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P		O
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		76,230,833
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		63,032,369

(\*注: 従前の転換社債券)

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年6月2日現在)	S	372,884,430
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S) × 100)		17.49%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		15.61%

## 委任状

スイス連邦法に基づき設立され、本店をスイス連邦 8001 チューリッヒ、バーンホフシユトラーセ 45 に有し、日本国東京都千代田区大手町 1 丁目 5 番一 号大手ファーストスクエアにおいて営業しているユービーエス・エイ・ジー（銀行）東京支店（以下「当行」という。）は、下記の者を代理人と定め、本店及び全支店を含む当行を代表して当行のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 本店および全支店を含む当行による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印すること。
2. 報告書を関東財務局長に提出すること。
3. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
4. 復代理人を選任すること。

UBS証券会社 東京支店

サイモン・バンス

原文之

上記の証として、当社は、2004 年 3 月 15 日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

本委任状は本委任状の日付より一年の後にその効力を失う。

ユービーエス・エイ・ジー（銀行）

日本における代表者

クラウス・ウルス・ガブリエル・ダス

